

## 田子の浦港制限区域立入許可証(新規・更新)について

## 1 発行対象者

日常的に制限区域内で作業を行う者及び日常的に制限区域に出入りする者

## 2 提出書類

## ① 制限区域立入許可証発行申請書(様式1)

A4紙打ち出しで1部提出**\*要押印**

## ② 制限区域立入許可証発行対象者一覧表(様式2)

A3カラー紙打ち出し(1部)**\*要押印**+電子データ(USBメモリ又はCD-R)

※USBメモリ及びCD-Rは、許可証発行後に返却します。

## ③ 発行対象事業者確認書類(以下いずれかひとつ)

A4紙打ち出しで1部提出

- ・ 国際埠頭施設に係る港湾運送(関連)事業の許可(届出)書の写し
- ・ 貨物自動車運送事業許可書の写し
- ・ 法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し
- ・ 確定申告書の写し

## ④ 発行対象者本人確認書類(以下発行対象者ごといずれかひとつ)

発行対象者ごとに1部A4用紙片面(縦)にカラー紙打ち出しで提出

- ・ 運転免許証の写し(裏・表)
- ・ パスポートの写し
- ・ マイナンバーカードの写し(表)

※申請時に有効期限が残っていることを確認すること。

※現住所と運転免許証等の記載住所が異なる場合は、住民票の写し等確認できる書類を添付すること。

## ⑤ トリミング写真データ(全員分)

データ形式はJPEG又はPNG形式としUSBメモリ又はCD-Rで提出

トリミングデータ写真名(電子ファイル名)を本人の氏名.jpg又は.pngとして保存してください。

(例 静岡 太郎.jpg)

## 3 提出期限(更新の場合のみ)

有効期間が切れるおおよそ3週間前までに提出

#### **4 提出方法**

田子の浦港管理事務所へ持参してください。

#### **5 旧許可証の返納**

新たに発行された許可証を受け取った日から 2 週間以内に旧許可証を田子の浦港管理事務所へ返納してください。返納がないときは次回以降の更新を見合わせる場合があります。

#### **6 不要な許可証の返納**

退職等により既に不要になった許可証がある場合は田子の浦港管理事務所へ提出してください。

#### **7 問い合わせ先**

静岡県田子の浦港管理事務所 総務管理課 管理班（電話番号 0545-33-0496）